



議案第三十四号

笏賀地区農道整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律
第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

記

- 一 工事の名称 笏賀地区農道整備工事
- 二 工事の場所 東伯郡三朝町大字笏賀地内
- 三 工事の概要 延長 四三三メートル 幅員 三メートル
- 四 事業費 八、五〇〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十年年度